

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年度富士見市一般会計補正予算（第5号）（別紙）

平成25年10月15日

富士見市長 星 野 信 吾 印

平成 2 5 年度 富士見市 一般会計 補正 予算 (第 5 号)

平成 2 5 年度 富士見市 一般会計 補正 予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費 の 補正)

第 1 条 繰越明許費 の 追加 は、「第 1 表 繰越明許費 補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名
10 教育費	5 社会教育費	公民館施設維持管理事業

(単位 千円)

金 額
106,058